

入 札 書 比 較 価 格	¥ 17,450,000 円
予定価格（消費税含む）	¥ 19,195,000 円

令和 8 年 度

工事番号.....第 55 号

ききょう団地屋根外壁改修工事

特 記 仕 様 書

青森県上北郡七戸町字 森ノ上 地内

七 戸 町

特 記 仕 様 書

1 工事番号 第 55 号

2 工 事 名 ききょう団地屋根外壁改修工事

3 工事範囲 設計図書及び各仕様書に示す範囲

4 提出書類

- ① 工事工程表（工事着手届含む。）
- ② 現場代理人及び主任（監理）技術者届
- ③ 下請負報告書（施工体系図、施工体制台帳、建設業許可証、請書含む。）
- ④ 再生資源利用（促進）計画書・再生資源利用（促進）実施書
- ⑤ 主要資材・メーカー承認願
- ⑥ 工事施工計画書

5 一般事項

- ① 工事に先立ち全ての施工計画書を作成し、監督職員の承認を得ること。
- ② 設計図書、各工事仕様書、工事打合記録簿、資材検収簿、工事日誌等は、現場に常備しておくこと。
- ③ 工事用電力及び給水等の引き込みは、全て請負業者が行い、その費用は請負業者の負担とする。
- ④ 電力、給水及びガス等の本引き込みから引渡し又は部分使用開始までの基本料金及び使用料金は、請負業者の負担とする。
- ⑤ 施工図、承認図は事前に提出し、監督職員の承認を得てから施工すること。
- ⑥ 工程に応じて確実に記録写真を撮影し、指示部数を提出すること。
- ⑦ 障害物、埋設物等がある場合の処理は監督職員の指示による。
- ⑧ 不明な点があるときは、自己判断しないで監督職員の指示を受けること。
- ⑨ 全ての工区の内外観や性能等を統一する必要がある為、採用する仕上材料等はメーカーや色彩等を各工区との協議によって統一して選定すること。又、各部の納まりについても全工区統一する必要があるため、十分な協議を行い施工すること。

6 災害防止

- ① 工事期間中、施設関係者、通行人及び隣接建物等に事故・損傷のないように災害防止については万全の策を講じ、関係者と事前に打合せを行うとともに、仮囲いを行い第三者の立入禁止の策を十分講じること。
- ② 資材搬入搬出時には誘導員を配置し、事故防止に努めること。
- ③ 工事現場内に消火器を設置するとともに、火元管理者を定め、火災予防に万全の策を講じること。

7 官公署等への手続き

工事に関して必要な官公署等への手続きは、全て請負業者が行い、その費用は請負業者の負担とする。

8 設計変更

現場の納まりその他の理由により設計内容を変更する場合は、監督職員と協議のうえ行うものとする。

9 検 査

検査は、発注者の検査のほか関係官庁及び会計実地検査等があり、その都度請負業者は立ち会うものとする。

10 その他

- ① 現場代理人は現場に常駐すること。
- ② 特定建設業で、下請金額 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上の場合は、監理技術者を設置すること。
- ③ 監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けたものとする。
- ④ 主任（監理）技術者は、請負金額 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上の場合は専任とする。
- ⑤ 請負金額 500 万円以上の場合は、CORINS に登録手続きを行い、その証明となる資料を提出すること。